吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例　申請・届出の流れ

事業内容の確認

面積要件・例外規定等の確認

→ 適用除外

ただし、住宅の用に供する土地開発に係る埋立て等又は農地を改良するための客土であって、農地本来の機能を保全するための通常の管理行為かつ周辺環境に及ぼす影響がない範囲で行う土砂等による埋立て等については、あらかじめ小規模特定事業に関する届出書（様式第１号の２）の提出

（A）小規模特定事業許可申請書（様式第２号）の提出

↓

許可　許可決定通知

↓

（B）土砂等搬入届出書（様式第６号）の提出

土砂等搬入開始の１０日前までに提出

↓

土砂等搬入開始

→ 面積・施工計画等の変更

（C）小規模特定事業変更許可申請書（様式第４号）の提出

↓

← 変更許可　変更許可決定通知

届出者の住所・氏名等の変更

（D）小規模特定事業軽微変更届出書（様式第５号）の提出

地位の承継

（E）小規模特定事業地位承継届出書（様式第１４号）の提出

定期報告

３ヶ月ごとに（F）小規模特定事業施行状況報告書（様式第１７号）の提出

土壌検査

・「土砂等搬入開始した日」から６ヶ月経過

・「前回の検査基準日」から６ヶ月経過

・「搬入した土砂等の数量が5,000㎥を超える日」

いずれか早い日に（G）小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第１８号）の提出

→ 廃止又は休止

↓

（H）小規模特定事業廃止（休止）届出書（様式第１２号）の提出

↓

完了

↓

（I）小規模特定事業完了届出書（様式第１１号）の提出　完了確認結果通知

標識（様式第15号）の掲示